

## 専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

## 記

本市は、本市の業務に関して発生した事故25件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	令和6年8月6日 札幌市東区 株式会社福土建業	令和6年4月25日、札幌市北区篠路町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	11,781円
2	令和6年8月17日 札幌市白石区在住者	令和6年5月11日、札幌市白石区菊水2条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	10,200円
3	令和6年8月18日 札幌市北区在住者	令和6年4月14日、札幌市北区新琴似町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	9,138円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
4	令和6年8月22日 札幌市清田区在住者	令和6年7月11日、札幌市東区伏古11条2丁目において、本市の職員が、ごみ収集作業中に誤って駐車中の相手方の自動車を損傷したもの	412,812円
5	令和6年8月23日 札幌市中央区在住者	令和6年6月28日、札幌市南区澄川4条12丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	55,770円
6	令和6年8月28日 札幌市中央区在住者	令和6年6月17日、札幌市南区石山1条4丁目において、市立小学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、当該敷地の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したもの	60,621円
7	令和6年8月29日 札幌市南区在住者	令和6年7月4日、札幌市南区において、自宅の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、市立小学校の授業中に敷地から飛び出たボールにより損傷したもの	312,034円
8	令和6年8月30日 札幌市清田区在住者	令和6年6月1日、札幌市清田区平岡5条3丁目において、市立小学校の運動会の片付け作業中に、児童が持っていた棒が相手方に接触し、相手方が負傷したもの	21,610円
9	令和6年8月30日 札幌市白石区在住者	令和6年7月6日、札幌市白石区菊水上町3条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	52,690円
10	令和6年8月31日 札幌市豊平区在住者	令和6年4月15日、札幌市豊平区西岡5条14丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、通過した際に跳ね上がった当該道路上のグレーチングにより損傷したもの	88,986円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
11	令和6年8月31日 札幌市南区在住者	令和6年8月9日、札幌市豊平区西岡2条11丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	78,045円
12	令和6年9月2日 帯広市在住者	令和6年8月15日、札幌市南区真駒内において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	38,852円
13	令和6年9月3日 札幌市東区在住者	本市の職員が住民票の発行に係る事務処理を誤ったことにより、相手方が不動産登記の更正を要したもの	29,370円
14	令和6年9月5日 札幌市北区在住者	令和6年5月23日、札幌市北区屯田9条3丁目において、市立中学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、当該敷地の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したもの	117,500円
15	令和6年9月7日 札幌市北区在住者	令和6年7月30日、札幌市北区篠路1条10丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	52,885円
16	令和6年9月11日 札幌市中央区在住者	令和6年7月12日、札幌市中央区において、相手方の車庫が、本市の土木業務用の自動車の接触により損傷したもの	315,000円
17	令和6年9月11日 札幌市中央区在住者	令和6年7月22日、札幌市中央区南4条西10丁目において、本市の救急隊員が、救急活動中に誤って相手方を負傷させたもの	110,280円
18	令和6年9月11日 札幌市西区在住者	令和6年8月23日、札幌市西区八軒6条西7丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	116,129円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
19	令和6年9月17日 札幌市手稲区在住者	令和6年4月12日、札幌市手稲区星置3条6丁目において、本市が管理する公園を歩行中の相手方が、樹木の根囲い保護材から飛び出ていたねじにより負傷したものの	43,395円
20	令和6年9月25日 札幌市東区在住者	令和6年5月4日、札幌市東区北22条東9丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	359,920円
21	令和6年9月26日 札幌市西区在住者	令和6年9月3日、札幌市西区において、相手方の散水栓が、本市の業務用のリース車の接触により損傷したものの	61,600円
22	令和6年9月27日 余市郡余市町在住者	令和6年5月11日、札幌市手稲区前田5条13丁目において、本市が管理する公園の遊具で遊んでいた相手方が、当該遊具の損耗により負傷したものの	11,922円
23	令和6年10月5日 札幌市白石区在住者	令和6年7月19日、札幌市白石区において、相手方の花壇が、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> の接触により損傷したものの	276,023円
24	令和6年10月9日 札幌市豊平区在住者	本市の職員が特別児童扶養手当に係る事務処理を誤ったことにより、相手方が不要な診断書を取得したものの	8,250円
25	令和6年10月24日 札幌市豊平区在住者	令和6年8月4日、札幌市豊平区において、相手方の住宅の窓ガラスが、本市が管理する公園の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したものの	50,600円